



令和 6 年度介護保険集団指導

〈共通資料②〉

目次（共通②）

8. 令和5年度運営指導時の指摘事項について

9. 令和6年4月から義務化された事項について

10. 令和6年4月改正の主な改定事項について

11. その他



8. 令和5年度運営指導時の指摘事項について

●重要事項説明書について

- ・重要事項説明書の記載すべき項目がなかった。
⇒「第三者評価の実施の有無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示方法」，「事故発生時の対応」など
- ・「管理費」等の記載があった。
⇒曖昧な記載ではなく，「光熱水費」等，具体的な内容を記載すること。
- ・重要事項説明書が掲示，又は閲覧できる状態になかった。

●運営推進会議（居宅介護支援事業所除く）

- ・議事録を公表していなかった。
⇒特養・GH・小多機は2か月に1回，地域密着通所介護は半年に1回開催し，議事録については，事業所に掲示・郵送するなど公表すること。

8. 令和5年度運営指導時の指摘事項について

●勤務の体制について

- ・職務の辞令が交付されていなかった。⇒ 速やかに辞令交付を行うこと。
- ・届出が必要な事項の変更があったが、変更届が提出されていなかった。
⇒変更後、10日以内に提出すること。
- ・勤務表が予定のままで提出されており、タイムカードと一致していない。
⇒勤務の体制は、人員基準を満たしているか、勤務の実績で必ず確認すること。

●職場におけるハラスメントについて

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動を防止するための方針等がなかった。

⇒ハラスメントに係る方針の明確化（就業規則等等でも可）と相談窓口の設置を行い、従業員へ周知・啓発をすること。

8. 令和5年度運営指導時の指摘事項について

●令和6年4月から義務化された事項についての助言

・業務継続計画について⇒BCP作成（感染症・災害時）、研修及び訓練の実施

・虐待の防止について

⇒虐待防止のための措置に関する指針の作成、委員会の開催、研修、担当者の設置

⇒運営規程へ「虐待の防止のための措置に関する事項」の項目を追加

・感染症の予防及びまん延防止のための措置について

⇒指針の作成、研修及び訓練の実施

・認知症介護に係る基礎的な研修について

⇒介護に直接携わる従業者のうち、資格を有しない者は、認知症介護に係る基礎的な研修を入社後、1年以内に受講すること

・各委員会について

⇒関連する委員会等と連携して開催してもよいが、事業所としての開催記録を残すこと。

8. 令和5年度運営指導時の指摘事項について

●ほか留意点

- ・人員基準，加算に関して，その基準や要件については，毎月実績にて確認を行い，要件等を満たしているかチェックした上で，計画や記録についても適切に作成すること。
- ・ケアプラン，又は個別サービス計画，重要事項説明書等について利用者から同意を得て，「同意日・氏名」の記載があること。
- ・担当者会議の欠席者については，氏名・所属・欠席理由を記載し，照会をかけ，記録を残すこと。
- ・日々の介護サービスの提供内容について適切に記録を行うこと。
- ・研修，訓練，委員会については，毎年度計画をたて，実施し，記録を取ること。



9. 令和6年4月から義務化された事項について

9.令和6年4月から義務化された事項について

- 1 業務継続に向けた取組の強化
 - 1.1 業務継続計画未策定減算の取扱いについて
- 2 感染対策の強化
- 3 高齢者虐待防止の推進
 - 3.1 高齢者虐待防止措置未実施減算について
- 4 認知症基礎研修の受講の義務づけ

※令和6年4月から義務化されていますので、対応していない施設や事業所においては、早急に取り組んでください。

9.1 業務継続に向けた取組の強化

①業務継続計画の策定 ②従業者へ計画の周知、研修及び訓練

※ 業務継続計画・感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

①業務継続計画の記載事項(他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません)

感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え
(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立
(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応
(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ・ 緊急時の対応
(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ・ 他施設及び地域との連携

9.1 業務継続に向けた取組の強化

② 業務継続計画についての従業者への周知、研修・訓練の実施

研修の内容

- ・ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うもの。
- ・ 研修は年 1 回(※の場合は年 2 回)以上定期的を実施し、新規採用時にも実施する。
※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護
- ・ 研修の実施内容については記録する。

訓練(シミュレーション)

- ・ 訓練は年 1 回(※の場合は年 2 回)以上定期的を実施し、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う。
※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護
- ・ 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- ・ 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない
- ・ 訓練の実施は、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する

9.1 業務継続に向けた取組の強化

参考資料

○厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

○厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/taisakumatome_13635.html

○介護施設・事業者における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/douga_00002.html

9.1.1 業務継続計画未策定減算の取扱いについて

1.(5)④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

9.1.1 業務継続計画未策定減算の取扱いについて

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）（令和6年3月15日）問164を次のとおり修正する。

問7 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

（答）

- ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

※介護保険最新情報Vol.1263（Q & A Vol.6）問7

※介護保険最新情報Vol.1225（Q & A Vol.1）問164～166

9.1.1 業務継続計画未策定減算の取扱いについて

問165 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようなになるのか。

(答) 業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

9.1.1 業務継続計画未策定減算の取扱いについて

問166 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

- ・業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

- ・例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。

- ・また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

9.2 感染対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止の対策(他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません)

①感染対策委員会の開催(概ね6月に1回以上)と従業員への周知 ②指針の整備 ③研修及び訓練

☆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合

「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練」(年2回以上)が、令和6年4月から義務化！

① 感染対策委員会の設置・開催

- ・ 感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成する
- ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、専任の感染対策を担当する者(感染対策担当者)を決めておく
- ・ 概ね6月に1回(☆の場合3月に1回)以上定期的に開催し、感染症の流行時期等には必要に応じて随時開催する

☆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合

- ・ テレビ電話装置等を活用して行うことができる
- ・ 他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも差し支えない

② 指針の整備

- ・ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等
- ・ 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村等の関係機関との連携、行政等への報告等
- ・ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく

感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業員が1名の場合は開催しないことも差し支えない。

③ 感染症(☆及び食中毒)の予防及びまん延の防止のための研修・訓練

☆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合は、「食中毒」が追加

- ・研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの、事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする
- ・研修は年1回(※の場合年2回)以上定期的に実施し、新規採用時にも実施する
- ・研修の実施内容については記録する
- ・実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練を年1回(※の場合年2回)以上定期的に行い、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する
- ・訓練の実施は、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護の場合

9.2 感染対策の強化

参考資料

○厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○感染症対策力向上のための研修教材配信サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

9.3 高齢者虐待防止の推進

①運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定める

②虐待防止検討委員会の定期的な開催 ③指針の整備 ④研修の実施 ⑤担当者の設置

①運営規程の「虐待の防止のための措置に関する事項」(記載例)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第〇条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待防止検討委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
 - 四 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ速やかに通報するとともに、再発防止策を講じる。

※なお、運営規程を変更した場合は、10日以内に変更届を提出する必要があります。

9.3 高齢者虐待防止の推進

②虐待防止検討委員会の定期的な開催

- ・ 管理者を含む幅広い職種で構成する
- ・ 虐待防止の専門家を委員として採用することが望ましい
- ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする
- ・ 定期的に開催する
- ・ 虐待の事案については、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応する
- ・ 他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも差し支えない
- ・ 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない
- ・ テレビ電話装置等を活用して行うことができる
- ・ 右のような事項について検討し、その結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)について、従業者に周知徹底する

虐待防止検討委員会での検討事項

- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
- ・ 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
- ・ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ・ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

(他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません)

9.3 高齢者虐待防止の推進

③虐待の防止のための指針の整備

- ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項

④虐待の防止のための従業者に対する研修

- ・研修は年1回(※の場合は年2回)以上定期的に実施し、新規採用時にも実施
- ・研修の実施内容については記録する。
- ・研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、
認知症対応型共同生活介護 の場合

⑤虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

委員会の開催・指針の整備・研修の実施を適切に実施するため、専任の担当者を置く。虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

(他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません)

9.3.1 高齢者虐待防止措置未実施減算について

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

9.3.1 高齢者虐待防止措置未実施減算について

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

9.3.1 高齢者虐待防止措置未実施減算について

問167 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。

（答）

- ・減算の適用となる。
- ・なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

問168 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

（答）

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

9.3.1 高齢者虐待防止措置未実施減算について

問169 高齢者虐待防止措置 未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

（答）

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

9.4 認知症基礎研修の受講の義務づけ

介護に直接携わる従業者のうち、資格を有さない従業者に対し、
認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
(新たに採用した従業者は採用後1年を経過するまでに受講)

受講の対象とならない従業者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、
介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者、
介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、
社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、
言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、
はり師、きゅう師など

※介護保険最新情報Vol.1225 (Q & A Vol.1) 問155～163



10. 令和6年4月改正の主な改定事項について

10. 令和6年4月改正の主な改定事項について

【全サービス共通】

- 1 「書面掲示」規制の見直し
- 2 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等
- 3 身体拘束等の適正化の推進

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

10.2 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等

3.(3)① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】 【通知改正】

※（参考）最新情報Q & AVol.1 問184

10.3 身体拘束等の適正化の推進

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び**多機能系サービス**について、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】

また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び**居宅介護支援**について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

10.3 身体拘束等の適正化の推進

<基準>

- 短期入所系サービス及び**多機能系サービス**の運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- **訪問系サービス、通所系サービス**、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び**居宅介護支援**の運営基準に以下を規定する。
 - ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。



11. その他

11. その他

- 1 電子申請・届出システムについて
- 2 交通事故等（第三者行為）により介護保険サービスを受ける方について(お願い)

11.1 電子申請・届出システムについて

○令和4 年下半期より、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める**介護事業所や施設の指定申請や各種届出のシステム化（WEB 入力）**の運用開始し、**令和7年度までに 全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始すること**としています。

○事業所での準備(GビスIDの取得等) が必要となります。

○市でのシステム運用開始後は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」を使用することを原則としていただくこととなります。

○指宿市においても、現在導入準備中です。

今後の予定等、詳細については、準備が出来次第、別途お知らせします。

※介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

※電子申請・届出システム Q & A（令和5年12月28日更新）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001185397.pdf>

11.2 交通事故等（第三者行為）により介護保険サービスを受ける方について(お願い)

○第三者行為求償とは

介護サービスの利用は、原則 1 割～3 割分を利用者が負担し、残りを介護保険の保険給付で負担しますが、交通事故等の第三者行為が原因で介護が必要な状態となったり、介護の必要度が重症化して介護サービスを利用した場合は、その費用を加害者である第三者が負担することになります。

被保険者（被害者）が利用した介護サービス費の保険給付相当額は、介護保険で一時的に立替え、あとで加害者に請求することになります。

○届出の義務化について

介護保険法施行規則の改正により、平成28年4月1日より、65歳以上の方（第1号被保険者）が第三者行為により介護保険の給付を受ける場合は、保険者への届出が義務となりました。

○提出様式

指宿市ホームページに提出様式を掲載しました。

ホーム > くらし・環境 > 保険・年金 > 介護保険

「交通事故等（第三者行為）により介護保険サービスを利用される方へ」

○お願い

介護認定申請（区分変更申請含む）を行った場合や、医療の受給状況から、対象の方について、照会や依頼をさせていただく場合があります。ご協力をお願い致します。

A close-up photograph of a purple lotus flower. The petals are a vibrant purple color and are arranged in a circular pattern around the center. The center of the flower is a mix of yellow and blue, with small, dark blue stamens visible. The background is a light, neutral color.

次は，各サービスについての説明です。

Thank you